

今こそ原点に立ち返り、再出発しよう 第44回企業連定期総会

部落解放和歌山県企業連合会第44回定期総会を9月11日、和歌山市民会館小ホールで
企業連会員約千人と来賓を迎えひらいた。

企業連を代表して、瀧口秀光・理事長からのあいさつでは「部落産業を取り巻く情勢は、長引く不況と事業主の高齢化や後継者不足などが相まって、やむをえず廃業せざるを得ない企業が増えている。地域経済の活性化と雇用促進にむけ、

和歌山県企業連 定期

をもとに、社会的信頼を、ない社会の実現に向け、う！



あいさつする瀧口秀光・理事長

行政による大胆な施策が必要である。また、インターネットを使った差別書き込み、行政機関への差別問い合わせ事件、全国的な戸籍謄抄本・住民票の不正取得事件、Y住宅販売会社による土地差別調査事件など悪質極まり

ない差別事件が続発している。こうした現状をふまえて「人権侵害救済法」の早期制定が必要である。

私たちは、差別撤廃に向けた運動と今日の厳しい日本の経済・社会に企業者が対応できるように、きめ細かい経営指導を行うとともに、部落産業の育成と振興にむけたとりくみをすすめていく」と述べた。

県連を代表して、松本貞次・副執行委員長から「本年は和歌山県連が第19回再建大会を開催してから40年目を迎える。企業連も発足後45年を超える今、企業連が部落解放運動を造ってきたといっても過言ではない。日本経済はアベノミクスで円安・株高で好景気といわれているが、私たちにその実感はなく、むしろ

ので、少しでも役に立つのなら今度は自分の家族に私ができる番だ」という思いでした。

働きづめの日々
とつぎ先の仕事は、部落産業である花売りを家業にしていたので、あくる日から手伝い始めました。仕入れた花をリヤカーに積み、売りに行きました。紀ノ川を越え市内中心部まで行くのですが、道も今ほど良くなかったので、寒い日や雨の日は辛かったです。義弟と義妹は寝たきりの状態

文字をとりもどす (4)

「わたしのおいたち」(4) 平井識字学級

結婚
気がつけば19歳になっており、近所のおばさん(つれあいの仕事の知り合い)にすすめられるまま11月6日に結婚することになりました。一緒に奈良から帰ってきたお姉さんには結婚祝いに、寝るときに一緒にいたことを思い出すからと寝間着をもらいました。とついで家は、お義母さんとお義父さんにつれあいの妹、障がいのある弟と妹がいる家庭でした。私は、今まで他人に育ててもらった

で、食事やトイレなど常に誰かがそばにいないといけないので大変でしたが、結婚後も家業を手伝いながら、一年間は紡績工場に通っていました。家が狭いので近所に夫婦で住むのに家を借りてくれましたが、家というよりも馬小屋のような所で、家事を済ませてから寝るだけの家でしたが、1年ほど住んでいると義妹が結婚し、家を出たので私たちもお義母さんたちと一緒に住みました。

消費増税等により経営が圧迫されている。今こそ原点に立ち返り、企業者は適正な記帳から再出発し経営を立て直すことにより、企業連組織への貢献、さらには部落解放運動を前進させることができる」とあいさつがあった。

- 来賓
●和歌山県
下宏・副知事、楠林正至・商工労働政策局長、青木茂二・商工観光労働総務課長、南木芳亮・商工振興課長、田中一寿・労働政策課長、北山芳宏・人権局長
- 和歌山市
尾花正啓・市長、豊田勝彦・まちづくり局長、有馬専至・まちおこし部長、瀬崎典男・商工まちおこし課長、上野哲生・都市計画部長、山本彰徳・市民環境局長、平田謙司・市民部長、山下勝則・人権同和施策課長
- 日本政策金融公庫
和歌山支店
加野浩之・支店長兼中小企業事業統轄、金子英一郎・国民生活事業統轄、野村文雄・農林水産事業統轄
- 和歌山県信用保証協会
西田博章・常務理事
- 和歌山商工会議所
野田浩史・企業支援部参事
- 和歌山県商工会連合会
松本哲也・事務局次長
- 商工組合中央金庫
和歌山支店
寺浦浩之・支店長
- 紀陽銀行
小上隆・人事相談室長
- 部落解放兵庫県
企業連合会
木村政司・副理事長
- 企業連顧問
仁木靖夫・税理士、橋本義彦・税理士、鈴木俊男・弁護士、藤井幹雄・弁護士、新井悠喜雄・行政書士、宮本澄磨・融資審査委員

「馬頭県議差別事件」
糾弾闘争のなかで：
1969年からの数年間は、和歌山の部落解放運動にとって大きな転換期であった。
「特別措置法」「橋のな川」の上映、「矢田教育差別事件」「狭山闘争」など全国的な闘争課題にたいして、県連執行部は、ことごとく中央本部方針に反対する立場をとり続けていたが、一方では企業連結成以降、「中央本部方針に基づき全国の仲間とともに」という大衆の声が県内各地に広がると、県連執行部も無視できない状況になりつつあった。県連執行部は、追い詰められていた。
こうしたなか、1972年11月20日に「馬頭県議差別事件」が起きた。生活保護に關わって、「病気で生活保護をうけている同和地区の人が多い(概略)」という意味の発言で、県連では「第2の西川事件」として部落大衆の決起と共同闘争の方針を決定し、翌年の2月、田辺で第1回確認会を開催した。2千人をこえる参加者のなか、馬頭県議ひとの問題ではなく、和歌山県の行政姿勢を追究することを方針に、発言の差別性を明らかにしていった。
その一週間後、御坊市で第2回確認会が開催され、3300人が参加したが、馬頭県議が欠席したため決起集会の様相を呈し①発言は差別、②県議会は責任をもち馬頭県議との場を保障する、③事実が明らかになるまで辞任は認めない、④同和行政の確立をめざすとの決議を採択した。
しかし、その直後の県議会上において全会一致で馬頭富士議員の辞任を認めたのである。これは、県連執行部と共同に参加する各五会派県議団の判断によるものであった。糾弾闘争を馬頭

議員の責任だけでなく、和歌山県に真の同和行政の確立をめざすとの方針を反故にする行動であった。この後、糾弾闘争は立ち消えになっていった。
県連執行部は「県政は前進した」と自己評価をしたが「第2の西川事件」として確認した闘争方針や第2回確認会で採択された4つの決議に反する行為であることは明白であった。
こうした「県連執行部の行動や姿勢への批判し、さらに真の同和行政の確立をめざす」ということを柱に、湯浅支部、杭瀬支部、平井支部は、県内の各階層にも呼びかけて「部落解放総県民集会」を4月21日に開催するためにとりくみをすすめた。
この3支部の行動に県連執行部は慌てて中止に向けて説得をすすめた。そして、これまでの執行部の行動を自己批判するとともに、来る7月の「第18回県連定期大会」であらためて「馬頭県議差別事件」の総括と執行部のあり方を提起する条件で、3支部の計画を決定、さらにその一週間後に「部落解放要求県民集会」を県連主催で開催することとなった。
さて、7月の「第18回県連定期大会」は、先に3支部と約束した「馬頭県議差別事件」の総括と執行部のあり方について議論が沸騰した。また、執行部の構成について3支部の動きを無視することができず、苦慮することとなった。
ただ、この18回大会で、これまでの運動や執行部の姿勢がすべて総括されたわけではなかった。さらに湯浅(北山誠一)、杭瀬(中澤敏造、平井)、新宮支部、企業連合会(辻岡春海・中澤猛)らを中心に、運動の再生への動きが加速度を増していった。
(以下、次号へ)

今、伝えなければならないこと 県連再建40年(4)

(次号につづく)